

大館市お試し移住体験補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、秋田県外在住者で、大館市（以下「本市」という。）への移住を検討している者に対して、本市での暮らしを体験できる機会を提供するお試し移住体験（以下「移住体験」という。）を実施するに当たり、大館市お試し移住体験補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号。以下「規則」という。）のほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす個人とする。

- (1) 秋田県外在住者であること。
 - (2) 秋田県移住定住登録制度に登録しており、本市への移住を検討していること。
 - (3) 移住体験への参加に当たり、次に掲げる事項に同意していること。
 - ア 本市が実施するアンケート調査に協力すること。
 - イ 本市が撮影した移住体験中の写真及び動画について、本市がPR等のするために利用すること。
 - ウ その他本市の移住定住促進に向けたPR活動に協力すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、世帯の構成員に過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者がいる場合にあっては、補助金の交付を受けることができない。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、移住体験に要する交通費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 公共交通機関を利用する場合は、補助対象者の居住地から市内の宿泊施設までの往復（以下「往復旅程」という。）に要する交通費
 - (2) 自動車を利用する場合は、往復旅程について1キロメートルにつき37円として積算した額及び高速道路の利用に係る交通費
 - (3) その他移住体験の実施に要する経費で市長が特に必要と認めたもの
- 2 往復旅程以外の経由地への立ち寄り等に要する交通費は、補助対象経費としない。ただし、往復旅程以外の経由地への立ち寄り等に合理的な理由が認められる場合については、この限りでない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の規定により算出した補助対象経費の2分

の1以内の額とする。ただし、1世帯当たりの交付上限額は5万円とする。

- 2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象経費の内容を確認できる書類を添付して、大館市お試し移住体験補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、移住体験を実施する希望日の14日前までに行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、大館市お試し移住体験補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の変更及び通知)

第7条 申請者は、交付決定の内容に変更が生じる場合には、大館市お試し移住体験補助金交付決定変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、妥当と認められる場合は、大館市お試し移住体験補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、大館市お試し移住体験補助金実績報告書(様式第5号)に補助対象経費に係る支出であることを証する領収書等の写しを添付し、移住体験期間終了後30日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、妥当と認められる場合は、大館市お試し移住体験補助金額確定通知書(様式第6号)を補助金の交付決定を受けた申請者に交付するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、大館市お試し移住体験補助金交付請求書(様式第7号)を市長に速やかに提出し、補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて、返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付申請の内容に虚偽があったとき。

- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) その他補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。
- (その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。